

家庭的保育事業等監査資料〔私立版〕

(小規模保育事業A型、事業所内保育事業)

添付書類

- (1)前年度事業報告書 (2)本年度事業(運営指導)計画書 (3)直近月の勤務割表(写) (4)施設平面図
 (5)位置図(公共交通機関又は自動車等で行くことができるもの)※法人監査資料に添付した場合は省略可
 (6)施設パンフレット等 (7)保育士配置特例に関する届出書(写)※保育士配置特例を適用している事業所のみ
 (8)前年度決算書(小規模保育事業のわかるもの)
 ・資金収支計算書 ・事業活動計算書(損益計算書) ・賃借対照表 ・財産目録
 (9)本年度予算書 (10)法人の経理規程

記入上の注意事項

- (1) 指導監査事項の各項目ごとに、当該施設の前年度実績又は資料作成日現在の状況に基づいて記載すること。
 (2) 「自己点検」欄はプルダウンメニューから選択するか、○印を付けること。 基準は下記のとおり。
 A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない、該当なし
 (3) 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。ただし、※(適・要検討・否)には○印をつけないこと。

施設名		運営主体			
所在地	(〒 -) (TEL: FAX:)	運営主体代表者氏名			
所長(園長)名		資料作成日現在の 児童数の状況 (事業所内保育事業所にあつて は、従業員枠と地域枠の合算)	入所児童数 人	利用定員 人	認可定員 人
事業認可日	年 月 日	資料作成日	年 月 日		
監査時 立会予定役員等 氏名		指導監査日	年 月 日		
講評時 立会予定役員等 氏名		外部評価の直近の受審日 及び評価名 ※受審がある場合に記入	評価名	年 月 日	

本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。（ただし、※は参考資料となるもので、本資料中「根拠法令等」の欄には記載されていません。）

法	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
社福法	社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)
虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)
基準省令	平成26年4月30日家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
基準条例	平成26年10月7日新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
特定基準条例	平成26年10月7日新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
保育指針	平成20年3月28日厚生労働省告示第141号「保育所保育指針」※新保育指針は平成31年度監査から掲載
平8福第329号	平成8年5月22日福第329号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設の長について」
平10児保第3号	平成10年2月13日児保第3号児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」
平10児発第86号	平成10年2月18日児発第86号児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」
平10児第1357号	平成10年3月25日児第1357号新潟県福祉保健部長通知「保育所に備えるべき帳簿について」
平12児発第471号	平成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」
平12社援第1352号	平成12年6月7日社援第1352号大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長通知 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
平13雇児総発第402号	平成13年6月15日雇児総発第402号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
平13雇児発第488号※	平成13年7月23日雇児発第488号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
平14児第1114号	平成14年2月15日児第1114号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知「保育所における苦情解決体制の整備について」
平14雇児総発第0318001号	平成14年3月18日雇児総発第0318001号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
平14福第174号	平成14年4月25日福第174号新潟県福祉保健部長通知「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針について」
平14雇児総発第111101号	平成14年11月11日雇児総発第111101号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
平15雇児発第1201001号※	平成15年12月1日雇児発第1201001号雇用均等・児童家庭局長通知「保育士登録の円滑な実施について」
平16雇児発第1130001号※	平成16年11月30日雇児発第1130001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドラインについて」
平17社援発第0222002号	平成17年2月22日社援発第0222002号健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告について」
平18雇児総発第0112001号※	平成18年1月12日雇児総第0112001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「地域における児童の安全確保について」
平18雇児総第0628001号	平成18年6月28日雇児総第0628001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設に設置している遊具の安全管理の強化について」
平18雇児総第0803002号	平成18年8月3日雇児総第0803002号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における事故の防止について」
平18福第118号	平成18年4月19日福第118号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における事故防止の徹底について(通知)」
平19厚告示第289号	平成19年8月28日厚生省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」
平20雇児保発第0328001号	平成20年3月28日雇児保発第0329001号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」

平23雇児保発1028第1号	平成23年10月28日雇児保発1028第1号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」
平25児第604号	平成25年9月2日児第604号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知「非常災害に関する具体的計画の策定について（通知）」
平成26府政共生第859号	平成26年9月10日府政共生第859号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」
平成27府政共生第350号	平成27年3月31日府政共生第350号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
平27府子本第390号※	平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」
平27府子本第391号※	平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部参事官通知「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」
平27雇児発第1224第2号	平成27年12月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」
平28府子本第55号※	平成28年2月15日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について」
平28新育第300号	平成28年7月11日新潟市保育課長通知「保育施設における保育士配置に係る特例について（通知）」
平28府子本第192号	平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」
平28府子本第191号	平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
平29府子本第912号	平成29年11月10日府子本第912号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
大量調理マニュアル	平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
労基法	労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)
消防法	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
平16年消防庁告示第9号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件
水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
第1 保育所入所者処遇に関する事項					
1 適切な保育の実施	(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第1	基準省令第24条 基準条例第24条
	(2) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、事業所の実情に応じて適切な保育が行われているか。		※(適・要検討・否)	第2	保育指針第1章、第4章 H20雇児保第0328001号第3
	ア 保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育の目標が達成されるための全体的な計画を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。	A・B・C			
	イ 指導計画は保育課程に基づき、年齢及び一人一人の子どもの状況に配慮し、発達を見通した長期計画と、それに関連した短期的な計画となっているか。	A・B・C			
	ウ 指導計画に基づく保育の実施にあたっては、全職員の適切な役割分担と協力体制が整っているか。	A・B・C			
	エ 子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化に即して保育の過程を記録するとともに、保育内容の見直しや改善が適切に行われているか。	A・B・C			
	オ 3歳未満児について、1人1人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成しているか。	A・B・C			
	カ 保育士等は保育の計画や保育の記録を通して、保育実践の振り返り、自己評価を通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。	A・B・C			
	(3) 保護者に対する支援は適切に行われているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	保育指針第6章 基準省令第26条 基準条例第26条 虐待防止法第5条、第6条
	ア 子どもに障がいや発達上の課題が見られる場合には、市や関係機関と連携、協力を図り、個別の支援を行うよう努めているか。	A・B・C			
	イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っているか。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに市担当課又は児童相談所等へ通告し、適切な対応を図っているか。	A・B・C A・B・C			
(4) 保育の実施は利用定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている場合が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組んでいるか。 ※「恒常的にわたる場合」とは、連続する過去5年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したもの）が120%以上の状態をいう。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第3-1 (小規模) 第3-2 (事業所内)	平26府政共生第859号第3(2)	
(5) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平10児保第3号2	
(6) 児童の処遇状況を明らかにできる帳簿を整備しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第6-1	基準省令第19条 基準条例第19条 平10児第1357号	

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
2 給食	(1) 適切で衛生的な給食の提供に努めているか。		※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	平13児第1158号 平10児発第86号 大量調理マニュアル 基準省令第15条, 第16条, 附則第2条 基準条理第15条, 第16条, 附則第2条
	ア 毎回、検食を行っているか。	A・B・C			
	イ 調理に携わる職員は定期的に検便検査を実施しているか。	A・B・C			
	ウ 調理業務を委託している場合、委託業務の遂行が困難となった場合の業務代行保証に関することを委託契約書に定めているか。	A・B・C			
	エ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。	A・B・C			
	オ 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。	A・B・C			
	カ 地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供に努めているか。	A・B・C			
	(2) 食育の推進を適切に行っているか。		※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	保育指針第5章
	ア 食育の計画を保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めているか。	A・B・C			
	イ 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の心身の状態等に応じ、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応しているか。 また、栄養士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っているか。	A・B・C A・B・C			
3 入所児童の健康診断 ・衛生管理等	(1) 健康診断・衛生管理等は適切に実施されているか。		※ (適・要検討・否)	第8	基準省令第14条、第17条 基準条例第14条、第17条 保育指針第5章 平17社援発第0222002号
	ア 入所時の健康診断、年2回の定期健康診断を実施しているか。	A・B・C			
	イ 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。	A・B・C			
	ウ 上記のほか、体重、身長、などの計測を定期的に行い、発育・発達の状態を把握しているか。	A・B・C			
	エ 健康診断等の結果は適切な保育の実施に活用するとともに、保護者が子どもの状態を把握できるように、家庭への連絡を行っているか。	A・B・C			
	オ 結果に応じて市担当課や保健所、医療機関と連携を図っているか。	A・B・C			
	カ 衛生管理及び感染症等に対する予防・事後対策は適切に行われているか。	A・B・C			
	キ 医務室には必要な医薬品、その他の医療品が備えられ、適正な管理がなされているか。	A・B・C			
	ク レジオネラ症防止対策として、給水・給湯設備、加湿器、浴室等がある場合定期的に換水・消毒・清掃を行うなど、適切に管理しているか。	A・B・C			
	(2) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策を講じているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	保育指針第5章 乳幼児突然死症候群に関するガイドライン

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
4 児童の権利擁護	<p>(1) 職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(被措置児童等虐待に当たる行為：児童福祉法抜粋)</p> <p>一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	基準省令第12条、第13条 基準条例第12条、第13条 児童福祉法第33条の10
5 苦情解決	<p>福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組みを行っているか。</p> <p>ア 苦情解決の仕組みを設けているか。</p> <p>(注) 苦情解決の仕組み</p> <p>① 苦情受付担当者(窓口職員等)</p> <p>② 苦情解決責任者(施設長、理事長等)</p> <p>③ 第三者委員(福祉関係者、有識者、監事、評議員等)</p> <p>イ 苦情解決の第三者委員に報酬を支払っていないか。</p> <p>ウ 苦情解決の要領(マニュアル)を定めているか</p> <p>エ 苦情解決の仕組みを利用者に知らせているか。</p> <p>(注) 周知の方法例</p> <p>① 事業所窓口への掲示</p> <p>② 広報への掲載</p> <p>③ 利用契約締結時の説明と書面交付</p> <p>オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	第10	社福法第82条 平12社援第1352号 基準省令第21条 平14児第1114号 基準条例第21条
第2 事業所施設運営管理に関する事項					
1 入所者の生活環境等の確保	<p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 保育室等の設備は最低基準にあった構造になっているか。また、障がいに応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 保育室等の清掃・衛生管理・保温・換気・採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>ウ 建物、設備の維持管理は適切に行われているか。遊具等の安全性にも配慮しているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	第5-1 (小規模) 第5-2 (事業所内)	基準省令第5条 保育指針第5章 平14雇児総発第0318001号 平14雇児総発第111101号 平18雇児総第0628001号 平18雇児総発第0803002号 平23雇児保発1028第1号 基準条例第5条

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
2 施設の運営管理体制の確立	(1) 認可定員・利用定員を遵守しているか。 また、利用定員を超えて保育を実施している場合は、入所児童数に照らし、最低基準を満たしているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第5-1 (小規模) 第5-2 (事業所内)	基準省令及び基準条例 第22条、第28条、第32条 第33条、第35条、第38条、 第42条、第43条、第48条 平26府政共生第859号第3(2)
	(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、給与規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第6-2	基準省令第18条
	(3) 施設運営に必要な職員を適切に配置しているか。		※(適・要検討・否)	第4-1 第4-2 第4-3	基準省令及び基準条例 第23条、第29条、第31条 第34条、第39条、第44条 第47条 平27府政共生第350号 平28新保育第300号
	ア 保育士は入所児童数に照らして、適切に配置しているか。 ・短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を定数の一部に充てている場合、満たすべき条件 ①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。 ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。	A・B・C			
	イ 嘱託医を適切に配置しているか。また、契約は書面により締結されているか。	A・B・C		第8	
	ウ 調理員等の職員を適切に配置しているか。	A・B・C			
	(4) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第4-1 第4-2	基準省令第10条 基準条例第10条
	(5) 施設長に適任者が配置されているか。		※(適・要検討・否)	第4-1 第4-2	社福法第66条 平8福第329号
	ア 施設長の資格要件は満たされているか。	A・B・C			
	イ 施設長は専任者が確保されているか。	A・B・C			
ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	A・B・C				
(6) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平19厚告示第289号	

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
3 必要な職員の確保と 職員処遇の充実	(1) 労働基準法等関係法規を遵守しているか。		※ (適・要検討・否)	第11	
	ア 週40時間勤務体制が実施されているか。	A・B・C			
	イ 就業規則を制定及び改正した際は、職員代表の意見書を添付し、所轄の労働基準監督署へ届け出ているか。	A・B・C			
	ウ 就業規則と現況の勤務形態に不一致はないか。	A・B・C			
	エ その他の労働基準法に基づく届出、許可及び労使協定は適切に行われているか。	A・B・C			
	(2) 職員への健康診断等健康管理の実施について1年以内ごとに1回、夜間業務に従事する職員は6か月以内ごとに1回、医師による定期健康診断が行われているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	第11	労働安全衛生規則第44条、 第45条
	(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。		※ (適・要検討・否)	第12	保育指針第7章 平19厚告示第289号
	施設長は所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めているか。	A・B・C			
	(4) 職員の処遇状況を明らかにできる帳簿を整備しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	第6-3	基準省令第19条 基準条例第19条
4 防災対策の充実強化	(1) 防火管理者の選任及び届出を行っているか。		※ (適・要検討・否)	第7	消防法第8条
	防火管理者を選任するとともに、防火管理者の届出を行っているか。	A・B・C			同施行令第1条2、3条 同規則第3条 平18福第1551号
	(2) 具体的な消防計画を樹立し、消防署に届出を行っているか。		※ (適・要検討・否)	第7	消防法第8条
	ア 施設の所在する地域の環境及び児童の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画（災害対応マニュアル）を立てているか。	A・B・C			同施行令第4条3項、同規則第3条 平25児第604号
	イ 非常災害に関する具体的計画（災害時対応マニュアル）には下記の事項が盛り込まれているか。 【最低限盛り込むべき事項】 ①避難経路 ②避難場所 ③自力で避難行動ができない利用者の避難方法	A・B・C			基準省令第7条 基準条例第7条 保育指針第5章 水防法第15条の3
	ウ マニュアルの作成にあたっては、実効性を高めるために各種災害に対する専門的な知識を有する関係機関（消防署など）や、地域防災計画を定める市から指導・助言を受けているか。	A・B・C			土砂災害防止法第8条の2
	エ 非常災害に対処する組織的活動体制が確立されているか。	A・B・C			
オ 近隣の施設・地域住民(地域の自主防災組織等を含む)との協力体制が確立されているか。	A・B・C				

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等	
	カ 非常時連絡系統図は作成されているか。	A・B・C				
	キ 非常時の入所児童の保護者等への引継方法について、具体的に検討されているか。	A・B・C				
	ク 市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮利用施設に該当するか。 ※要配慮利用施設に該当するか否か不明な施設については、市防災担当課へ確認の上、回答してください。 (ア) 市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内 (イ) 市地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内	該当・非該当 該当・非該当				
	コ 作成した計画は市担当部局へ報告しているか。					
	サ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。					
	(3) 消防計画等に基づき、防災訓練・防災設備の定期点検が適正に行われているか。			※(適・要検討・否)	第7	基準省令第7条 基準条例第7条 消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 平16消防庁告示第9号
	ア 避難訓練及び消火訓練は少なくとも毎月1回行っているか。	A・B・C				
	イ 消防器具や非常口等の避難経路の自主点検は、自主点検表を作成し、定期的に行っているか。	A・B・C				
	ウ 防災設備等は専門業者による定期的な点検が行われているか。	A・B・C				
	(4) 不審者対策等、防犯についても配慮しているか。			※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平13雇児総発第402号 保育指針第5章
	ア 児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。	A・B・C				
	イ 市町村、警察署、地域の団体等と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。	A・B・C				
	ウ 不審者侵入など緊急時の安全確保に関して、あらかじめ緊急体制が整備され、訓練等を実施しているか。	A・B・C				
	5 秘密保持	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所児童又はその家族の秘密を漏らしていないか。 また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	A・B・C A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第18条の22 保育指針第1章4(3) 基準省令第20条 基準条例第20条

項目	指導監査事項	自己点検欄	記入欄	別表	根拠法令等
6 事故防止及び事故発生時の対応	(1) 事故防止の対応を適切に行っているか。		※ (適・要検討・否)	なし	保育指針第5章 平14福第174号 平18福第118号 平29府子本912号
	ア 事故防止マニュアルは整備されているか。	A・B・C		(実地確認)	
	イ 「事故事例」や「ヒヤリ・ハット事例」の収集と分析を行い、マニュアルに反映させているか。	A・B・C			
	ウ 事故事例等から検討した改善策を職員に周知するために、施設内研修等を実施しているか。	A・B・C			
	(2) 事故発生時の対応を適切に行っているか。		※ (適・要検討・否)	第9	
	ア 入所児童の処遇により事故が発生した場合は速やかに市等の関係機関に速やかに連絡・報告しているか。	A・B・C			
	イ 施設利用者の家族や市の関係機関に速やかに連絡・報告しているか。	A・B・C			
	(3) 事故後の対応		※ (適・要検討・否)	なし	(実地確認)
	ア 事故後の対応として、事実を正確に整理・調査した上で必ず事故原因を調査し、必要な改善策を検討・実践しているか。その際、より組織的な事故防止対策を講ずる必要性を念頭に、事故の未然防止や事故発生時の対応状況について検証しているか。	A・B・C			
イ 施設利用者や家族等へ誠意を持って対応し、具体的な再発防止策を説明しているか。	A・B・C				
第3 会計・経理に関する事項					
1 会計管理の状況	(1) 経理規程を整備しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	なし	平27雇児発第1224第2号 平12児発第471号 特定基準条例第33条
	(2) 給付費に関する会計処理については、法人種別毎の処理会計となっているか。会計処理基準を選択してください。 ア 社会福祉法人会計基準 イ 学校法人会計基準 ウ 企業法人会計基準 エ その他 その他の場合は会計処理基準を記載してください []	A・B・C	※ (適・要検討・否)	(実地確認)	
	(3) 特定教育・保育の会計はその他事業の会計と区分しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		
	(4) 固定資産物品、備品の管理は適正か。(台帳の整備、物品現在高報告書を含む。)	A・B・C	※ (適・要検討・否)		
	(5) 経理支出に当たっては、その使途、支出の内容及び内訳が分かる証憑を保存している	A・B・C	※ (適・要検討・否)		

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
2 予算の状況 (4)～(5)は社会福祉法人・学校法人は回答不要	(1) 予算を事業計画に基づいて編成しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平27雇児発第1224第2号 平12児発第471号
	(2) 収支計画書を作成しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		
	(3) 予算の積算基礎を理事会・運営委員会等に提出しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		
	(4) 収支計算書又は損益計算書において特定教育・保育の区分を設けているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		
	(5) 企業会計基準による会計処理を行っている場合、上記で定める区分ごとに、以下のものを作成しているか。		※(適・要検討・否)		
	ア 賃借対照表(流動試算及び流動負債のみ記入)	A・B・C			
	イ 借入金明細書	A・B・C			
ウ 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)明細書	A・B・C				
	(6) 毎会計年度終了後、次に掲げる書類に現況報告書を添付して市に提出しているか 提出書類一覧 ・前会計年度末における賃借対照表、全会計年度の収支計算書 又は損益計算書損益計算書 《企業会計の場合》 ・特定教育・保育等を経営する事業に係る前年度末における企業会計基準による賃借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) ・設備資金 ・長期運営資金借入金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	
3 支出の状況	(1) 人件費支出について。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平27雇児発第1224第2号 平12児発第471号
	ア 職員の給与は規定に定める基準と一致しているか	A・B・C			
	イ 副園長・教頭配置加算を受けている場合、給付額から給与が支払われているか	A・B・C			
	ウ 源泉徴収簿を整備しているか	A・B・C			
	(2) その他の事務費支出について。 火災保険に加入しているか 「加入している」場合、保険の内容を記入してください。 契約先・契約期間： 補償内容・補償額： 支払方法(自己点検欄選択)： 掛金(自己点検欄に直接記載)： 満期時の扱い(自己点検欄選択)：	A・B・C	※(適・要検討・否)		
4 決算の状況	(1) 経理規程で定める計算書類、附属明細書、財産目録及び会計帳簿を作成しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		平27雇児発第1224第2号 平12児発第471号
	(2) 附属明細書及び会計帳簿は、決算書と整合性があるか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		
第4 その他					
1 前回指導監査指摘事項の改善状況	前回の指導監査で改善状況報告書の提出を要する指摘又は、改善状況報告書の提出を要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第13	

第1 開設時間等（本文第1の1（1）関係）

(1) 開所（開設）時間

■ 事業所

（資料作成日現在）

区分	※開所（開設）時間	延長保育時間（早朝）	延長保育時間（夕方）
平日	時 分 ～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
土曜	時 分 ～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
日曜・祝日	時 分 ～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分

（注）延長保育時間を含め公表している開所時間

(2) 事業所の閉所状況

（前年度実績）

時期	期間	希望保育の有無
夏期	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
年末年始	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
年度末	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無

（注）その他の時期に閉所した場合は適宜空欄に記入してください。

別 表

第2 全体的な計画（本文第1の1（2）ア関係）

貴事業所の保育の方針、目標、地域の実態、子どもや家庭の状況、
保育時間などを考慮して全体的な計画で創意工夫している点はどのようなことですか。

※提出時の全体的な計画添付により省略可能です。

第3-1 入所児童等の状況

(1) 小規模保育事業所（本文第1の1（4）関係）

■当年度

利用定員
人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所率	%
-------------	---

■前年度

利用定員
人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所率	%
-------------	---

■前々年度

利用定員
人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所率	%
-------------	---

(注) 年間平均在所率は「各月初日の在所児童数の総和を各月初日における利用定員の総和で除した数値」を記入してください。

第3-2 入所児童等の状況

(1) 事業所内保育事業所（本文第1の1（4）関係）

■当年度

利用定員	人
------	---

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	従業員枠	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所率		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所率	%
-------------	---

■前年度

利用定員	人
------	---

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	従業員枠	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所率		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所率	%
-------------	---

■前々年度

利用定員	人
------	---

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1日 時点の 児童数	従業員枠	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定員に 対する 在所率		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

年間平均 在所率	%
-------------	---

(注) 年間平均在所率は「各月初日の在所児童数の総和を各月初日における利用定員の総和で除した数値」を記入してください。

第4-1 職員の配置状況（本文第2の2（3）（4）（5）関係）

(1) 配置基準（要件）と現員数

■ 保育士（最低基準）

（資料作成日現在）

	在所 児童数 (人)	児童数に 対する 必要数 (最低基準)	必要人員 (人)	現員 (人)	うち	
					常勤 保育士	非常勤 保育士
0歳児		3:1	0	0		
1歳児		6:1	0	0		
2歳児		6:1	0	0		
3歳児		20:1	0	0		
4歳以上児		30:1	0	0		
フリー				0		
計	0		0	0	0	0
専任加算をとる場合の 主任保育士			1			
合計				0		

（注）1 必要人員（保育士）欄は、在所児童数に対する最低基準上の必要数を記入してください。（計算方法は下記①②を参照。）

① 年齢区分毎の計算においては、小数点第2位以下を切捨て（小数点第1位までを表示）。

② 年齢区分毎に算出した数値を合計し、最後に小数点第1位を四捨五入（小数点以下は表示しない）。

2 現員の内訳欄のうち、非常勤保育士欄は、常勤保育士を1とした場合の、それぞれの勤務時間に応じた数値（常勤換算による数値）を記入してください。

短時間勤務保育士の保育士及び常勤の保育士以外の保育士の1か月の勤務時間数の合計 / 各保育所の就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間数
＝ 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)

3 本表に保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者数を記入しないでください（次頁の「■ その他の職員」として記入してください）。

4 保健師、看護師又は准看護師1人を保育士1人としてみなす場合は、本表の現員数にその数を加えるとともに、次頁の「■その他の職員」にもその数を記入してください。

※小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業が対象。（基準条例第29条、第31条、第44条、第47条）

■ その他の職員 (資料作成日現在)

職種	必要人員 (人)	現員 (人)
所長 (園長)	※1 1	
嘱託医	内科1 歯科1	
調理員	※2 1	
看護師 又は准看護師	※3 乳児9人 以上の場合 1	
保育士配置特例適用職 員		
保育業務の 補助者 (無資格者)		
雇上費加算をとる 場合の事務職員	1	
その他の職員		
合計		0

※1 保育単価のうち、所長設置単価を適用する場合、専任の者1人の配置が必要です。(H27.3.31雇児発0331第9号通知)

※2 調理業務の全部を委託する場合又は基準条例第16条による搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

※3 未満児保育事業(市補助事業)を実施し、かつ乳児を9人以上入所させる場合に1人の配置が必要です。(未満児保育事業実施要綱)

(注) 1 所長(園長)が保育士(有資格者)である場合も前ページの「■ 保育士」には記入せず、本表に記入してください。

2 調理業務を外部業者に委託する場合についても本表に従事者数を記入してください。

※4 保育士配置特例を適用している保育所は、新潟市保育課に提出している「保育士配置特例に関する届出書」を添付書類として提出してください。

担当クラス等 ※直接処遇職員のみ記入		職種	氏名	業務に関連する資格		当法人への就職年月日 ※同一法人の他保育所を含む		非常勤職員の 勤務時間	備考
クラス	年齢区分			資格の名称	取得年月日	就職年月日	勤続年数(年)		
		園長	〇〇 〇〇	保育士	昭和 6 2. 4. 1	昭和 6 2. 4. 1	32		
				幼稚園教諭	昭和 6 2. 4. 1				
		主任保育士	〇〇 〇〇	保育士	平成 1 0. 4. 1	平成 1 0. 4. 1	20		
〇〇組	0歳児	保育士	〇〇 〇〇	保育士	平成 2 0. 4. 1	平成 2 2. 4. 1	8		1 現勤日 時在続 年の年 数は資 料を 含む を記 成入 月日
		保育士	〇〇 〇〇	看護師	平成 2 2. 4. 1	平成 2 5. 4. 1	5		
		保育補助	〇〇 〇〇			平成 2 6. 4. 1	4		
		看護師	〇〇 〇〇	看護師	平成 2 0. 4. 1	平成 2 7. 4. 1	3	1日4時間	
〇〇組	5歳児	保育士	〇〇 〇〇	保育士	平成 2 0. 4. 1	平成 2 0. 4. 1	10		
フリー		保育士	〇〇 〇〇	保育士	平成 1 5. 4. 1	平成 1 5. 4. 1	15	週3日	一時預かりと兼務
子育て支援事業		保育士	〇〇 〇〇	保育士	平成 1 0. 4. 1	平成 2 5. 4. 1	5	1日5時間	
		保育補助	〇〇 〇〇			平成 2 7. 4. 1	3	1日3時間	延長保育(保育士配置の特例)
		事務職員	〇〇 〇〇			平成 2 0. 4. 1	10		
		調理員	〇〇 〇〇	調理師	平成 1 5. 4. 1	平成 2 5. 4. 1	5		

勤務時間が常勤職員の通常の勤務時間に満たない職員のみ記入してください

担当クラス毎に記入してください

1 現勤日
時在続
年の年
数は資
料を
含む
を記
成入
月日

- (注) 1 本表は事業所に勤務する全ての職員について、(1)の各表と対応するように作成してください。
 2 非常勤職員については、非常勤職員の勤務時間欄に1日の勤務時間又は週の勤務日数等を記入してください。
 3 一時預かり事業・子育て支援事業等の専任職員である場合は、担当クラス等欄にその旨を記入してください。
 4 他事業との兼任職員については、備考欄にその旨を記入してください。
 5 休職中(育児休業等)の職員については、備考欄にその旨を記入してください。
 6 嘱託医及び給食業務を委託している場合の調理員については記入不要です。
 7 「保育所等における保育士の配置に係る特例」により配置されている職員は、備考欄にその旨を記入してください。

第4-2 職員名簿 (No.1) (本文第2の2 (3) (4) (5) 関係)

(資料作成日現在)

担当クラス等 ※直接処遇職員のみ記入		職種	氏名	業務に関連する資格		当法人への就職年月日 ※同一法人の他保育所を含む		非常勤職員の 勤務時間	備考
クラス	年齢区分			資格の名称	取得年月日	就職年月日	勤続年数(年)		

第4-2 職員名簿 (No.2) (本文第2の2 (3) (4) (5) 関係)

(資料作成日現在)

担当クラス等 ※直接処遇職員のみ記入		職種	氏名	業務に関連する資格		当法人への就職年月日 ※同一法人の他保育所を含む		非常勤職員の 勤務時間	備考
クラス	年齢区分			資格の名称	取得年月日	就職年月日	勤続年数(年)		

- (注) 1 本表は事業所に勤務する全ての職員について、(1)の各表と対応するように作成してください。
 2 非常勤職員については、非常勤職員の勤務時間欄に1日の勤務時間又は週の勤務日数等を記入してください。
 3 一時預かり事業・子育て支援事業等の専任職員である場合は、担当クラス等欄にその旨を記入してください。
 4 他事業との兼任職員については、備考欄にその旨を記入してください。
 5 休職中(育児休業等)の職員については、備考欄にその旨を記入してください。
 6 嘱託医及び給食業務を委託している場合の調理員については記入不要です。
 7 「保育所等における保育士の配置に係る特例」により配置されている職員は、備考欄にその旨を記入してください。

第7 消防・防災関係

(1) 防火管理者（本文第2の4（1）関係）（資料作成日現在）

防火管理者 職・氏名		
防火管理者資格 講習会の受講年月日	年 月 日	
選任年月日	年 月 日	
消防署への 届出年月日	年 月 日	

(2) 消防計画等の作成状況（本文第2の4（2）関係）

消防計画の作成 (改正) 年月日	年 月 日	
消防署への 届出年月日	年 月 日	(直近の状況)
地震・水害等に 対する計画の有無と その名称	有・無	
地域住民等との 協力体制の有無と その内容	有・無	
消防計画・ 災害対策計画等の 職員への周知方法		

(3) 避難・消火訓練等の実施状況（本文第2の4（3）関係）

(前年度実績)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施状況 ※実施月に○	避難訓練	火災												
		地震												
		風水害												
		不審者												
		その他												
	消火訓練													
	水害や土砂災害に対 応した避難確保計画 に基づく訓練(注)													
	訓練への消防署の 立会													
	訓練への地域住民等 の参加													
	消防器具・避難経路 等の自主点検													
専門業者等による 防災設備の定期点検														
消防署による 検証指導の実施		実施年月日： 年 月 日 指導内容：												

(注) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当する場合に記入してください。

第4-3 在所児童数に対する保育士の配置状況
(平日) (本文第2の2(3)関係)

記載例

(資料作成日を含む直近の状況)

時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
日課	登園 (早朝保育)									給食	昼寝		降園 (延長保育)				実働時間 (時間:分)
在所児童数	2人	30人	40人	60人							30人	20人	10人	2人			
早勤	[]			その時間帯における平均的な在所児童数(だいたい的人数で可)を記入してください。						[]	例に示すような形で保育所の日課を記入してください。		[]	1人	[]		8:00
日勤	適宜記入してください。			個々の保育所で使用する勤務形態の名称を記入してください。						[]	3人		[]				8:00
遅勤	[]			[]						[]	1人		[]				8:00
パートA	[]			[]						[]	1人		勤務形態別の勤務時間を 実働時間・休憩時間に分けて 帯グラフで表示してください。				6:30
パートB	[]			[]						[]	1人		その勤務形態に 割り当てられている保育士の 人数を記入してください。				2:00
作成する表は、平日分と土曜日分がありますので ご注意ください。(どちらも作成してください)																	

- (注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士(保育に直接従事する者(園長・主任保育士を除く)・パート保育士も含む)の配置状況を記載してください。
 2 保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者については保育士資格者と分けて記載して下さい。
 3 一時預かり事業を実施している場合の当該事業の専任保育士については記載不要です。
 4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例 [] 実働時間 [] 休憩時間

- 5 本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記2-4の注意事項を留意したものとしてください)

(平日)

(資料作成日を含む直近の状況)



時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
日課																実働時間	
在所児童数																実働時間 (時間:分)	

(注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士(保育に直接従事する者(園長・主任保育士を除く)・パート保育士も含む)の配置状況を記載してください。

2 保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者については保育士資格者と分けて記載して下さい。

3 一時預かり事業を実施している場合の当該事業の専任保育士については記載不要です。

4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例  実働時間  休憩時間

5 本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記2-4の注意事項を留意したものとしてください)

(土曜日)

(資料作成日を含む直近の状況)

時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
日課																実働時間	
在所児童数																実働時間 (時間:分)	

(注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士(保育に直接従事する者(園長・主任保育士を除く)・パート保育士も含む)の配置状況を記載してください。

2 保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者については保育士資格者と分けて記載して下さい。

3 一時預かり事業を実施している場合の当該事業の専任保育士については記載不要です。

4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例 実働時間 休憩時間

5 本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記2-4の注意事項を留意したものとして下さい)

第5-1 小規模保育事業所 設備の状況 (本文第2の1関係)

(1) 入所児童の状況

(資料作成日現在)

定員	入所児童の年齢別 (発育状況別) 内訳					
	①	②	③	④	⑤	⑥
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
人	人	人	人	人	人	人
						0

(2) 必要な設備及び面積

■ 最低基準

(資料作成日現在)

	面積基準 (1)との関係式	必要面積 (㎡)	数量	届出面積 (㎡)
保育室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)×1.98)	0.00		
遊戯室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)×1.98)	0.00		
乳児室	①×3.3㎡	0.00		
ほふく室	②×3.3㎡	0.00		
屋外遊技場	2歳以上児の数×3.3㎡ ((③+④+⑤)×3.3)	0.00		
医務室	なし			
調理室	なし			
便所 (児童用)	なし			

- (注) 1 / (斜線部) は面積基準がないため記入不要。設備を有しているのみで可。
 2 保育室及び遊戯室について、どちらかを有し、かつそのどちらかが面積基準を満たしていれば可。
 3 屋外遊技場について、設備がなくても近隣にこれに代わる公共施設等があれば可。

第5-2 事業所内保育事業所 設備の状況 (本文第2の1関係)

(1) 入所児童の状況

(資料作成日現在)

定員		入所児童の年齢別 (発育状況別) 内訳					
		①	②	③	④	⑤	⑥
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
従業員枠	人	人	人	人	人	人	人
地域枠	人	人	人	人	人	人	人
合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 必要な設備及び面積

■ 最低基準

(資料作成日現在)

	面積基準 (1)との関係式)	必要面積 (㎡)	数量	届出面積 (㎡)
保育室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)× 1.98)	0.00		
遊戯室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)× 1.98)	0.00		
乳児室	①×1.65㎡	0.00		
ほふく室	②×3.3㎡	0.00		
屋外遊技場	2歳以上児の数×3.3㎡ ((③+④+⑤)×3.3)	0.00		
医務室	なし			
調理室	なし			
便所 (児童用)	なし			

- (注) 1 / (斜線部) は面積基準がないため記入不要。設備を有しているのみで可。
 2 保育室及び遊戯室について、どちらかを有し、かつそのどちらかが面積基準を満たしていれば可。
 3 屋外遊技場について、設備がなくても近隣にこれに代わる公共施設等があれば可。

第6-1 事業所に備えるべき帳簿の整備状況（本文第1の1（6）関係）

（資料作成日現在）

帳簿の種類	有無	帳簿の種類	有無
施設運営・処遇関係		給食関係	
1 事務日誌	有・無	1 月給食運営会議録	有・無
2 児童在籍票	有・無	2 加重平均栄養所要量	有・無
3 保育所入所承諾書（市町村から送付されたもの）	有・無	3 栄養給与目標量	有・無
4 出席簿	有・無	4 食料構成表	有・無
5 全体的な計画	有・無	5 予定実施献立表及び日誌	有・無
6 指導計画（長期的計画）	有・無	6 乳児献立表	有・無
7 指導計画（短期的計画）	有・無	7 検食簿	有・無
8 保育経過記録	有・無	8 離乳食の検食簿	有・無
9 保育日課表	有・無	9 自主管理点検表	有・無
10 健康診断票	有・無	10 月間食品量表	有・無
11 歯の検査（管理）票	有・無	11 食品受払簿	有・無
		12 検収記録簿	有・無
		13 食品の加熱加工の記録簿	有・無
		14 食品保管時の記録簿	有・無
		15 使用水の点検表	有・無

第6-2 運営に必要な規程等の整備状況（本文第2の2（2）関係）

（資料作成日現在）

帳簿の種類	有無	制定年月日	直近の改正年月日	理事会承認の有無
管理（運営）規程	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
就業規則	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
給与規程	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
旅費規程	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
経理規程	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
退職手当支給規則	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
事務委任規則	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
育児休業規程	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無
公印規程	有・無	S・H . . .	S・H . . .	有・無

第6-3 職員の状況を明らかにする帳簿の整備状況（本文第2の3（4）関係）

（資料作成日現在）

帳簿の種類	有無
職員名簿	有・無
履歴書	有・無
資格証明書の写真	有・無
保育士登録証の写真	有・無
出勤簿	有・無
健康診断の記録	有・無
休暇簿	有・無
出張命令簿	有・無
時間外勤務命令簿	有・無

第8 入所児童の健康診断の実施状況（本文 第1の3（1）、第2の2（3）イ 関係）

(1) 嘱託医の配置状況

（資料作成日現在）

	医師名	勤務する医療機関等の名称	契約書等の有無	契約等の締結（嘱託）年月日
嘱託内科医			有 ・ 無	年 月 日
嘱託歯科医			有 ・ 無	年 月 日

(2) 健康診断等の実施状況

■ 定期入所児童について

（前年度実績）

	実施月			健診結果等の 保護者等への連絡状況
	1回目 月	2回目 月	その他	
定期内科健診				書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）
定期歯科健診				書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）
身体計測	毎月 ・ その他（ ）			書面 ・ 口頭 ・ していない その他（ ）

■ 年度途中入所児童について

（前年度実績）

	実施の有無
年度途中入所時の 健康診断	有 ・ 無 ・ 実績なし

第9 事故等の発生状況（本文第2の6（2）関係）

（前年度実績）

発生日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録の有無	市等への報告の有無	
				市	家族等
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無

（前年度実績）

発生日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録の有無	市等への報告の有無	
				市	家族等
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無

（注）医療機関を受診した事故等を中心に、保育所で「事故」と認識した事例を記入してください。

第10 苦情解決の取組等の状況（本文第1の5関係）

(1) 苦情解決の仕組み

仕組みの有無	有・無	
		(資料作成日現在)
仕組みを明文化したものの (要綱・マニュアル等)	有・無	名称（例：〇〇園苦情解決要領）
保護者等への 仕組みの周知方法	※当てはまるものに全て○ ・ 入所時に文書を配布 ・ 施設内（玄関など）に掲示 ・ 園だより、ホームページ等に掲載 ・ 随時口頭で説明 ・ その他（ ） ・ 周知していない	

仕組みにおける役割	配置の有無	役職	氏名
苦情受付担当者	有・無		
苦情解決責任者	有・無		
第三者委員	有・無		

(注) 第三者委員の「役職」欄は「法人評議員」や「民生委員」等、施設外における役職名等を記入してください。

解決結果の公表状況	※当てはまるものに全て○ ・ 園だより、ホームページ等に掲載 ・ 施設内（玄関など）に掲示 ・ 随時口頭で説明 ・ その他（ ） ・ 実績なし ・ 公表していない
-----------	---

(2) 苦情の受付状況

(資料作成日現在)

	当年度	前年度	前々年度
受付件数（件）			

第11 労働基準法等関係（本文第2の3（1）関係）

(1) 就業規則（給与・旅費規程含む）の直近の制定・改正・届出状況

制定(改正) 年月日	年 月 日
労基署への 届出年月日	年 月 日

(2) 労使協定の締結・届出状況

(資料作成日現在)

24条 (賃金から法定控 除以外のものを控 除すること)	制定(改正) 年月日	年 月 日
	労基署への 届出年月日※	
32条の4 (1年単位の変形 労働時間制)	制定(改正) 年月日	年 月 日
	労基署への 届出年月日※	年 月 日
36条 (時間外・休日 労働)	制定(改正) 年月日	年 月 日
	労基署への 届出年月日	年 月 日

※ 24条協定は届出不要。32条協定は就業規則に定めた場合は届出不要。

(4) 職員の健康診断の状況（本文第2の3（2）関係）

(前年度実績)

実施年月日	対象者 (人)	受診者 (人)	実施内容
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

参考:労働安全衛生法による実施項目（規則第44条）

- | | |
|-------------------|---------|
| ①既往歴及び業務歴の調査 | ⑦肝機能検査 |
| ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 | ⑧血中脂質検査 |
| ③身長・体重・視力及び聴力の検査 | ⑨血糖検査 |
| ④胸部X線検査及び喀痰検査 | ⑩尿検査 |
| ⑤血圧の測定 | ⑪心電図検査 |
| ⑥貧血検査 | |

(③、④、⑥～⑪の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でない
いと認めるときは省略することができます。)

第12 職員研修の実施状況（本文第2の3（3）関係）

(1) 法人・施設が主催する内部研修※事故防止に関する職場内研修含む前年度実績

実施年月日	参加者 (人)	研修名・実施内容等
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

(2) 各種団体等が主催する外部研修

(前年度実績)

実施年月日	参加者 (人)	研修名・実施内容等
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

(注) 1 本表の作成は法人・施設が作成した研修計画（実績）表等を添付することで省略可能です。

2 法人監査を同時に実施する場合で、法人監査資料の別表「職員研修の実施状況」を作成した場合、本表の作成は不要です。

第13 前回指導監査（書面監査含む）における指摘事項の改善状況（本文第3の1関係）

指摘事項		改善状況
改善報告書の指摘事項の提出を要する	1.	
	2.	
	3.	
	4.	
	5.	
改善報告書の指摘事項の提出を要しない	1.	
	2.	
	3.	
	4.	
	5.	
	6.	
	7.	
	8.	
	9.	

(注) 1 「改善報告書の提出を要する指摘事項」はその後（改善報告書提出後）の状況を記入してください。

2 法人監査における指摘事項及び会計に関する指摘事項は記入不要です。